公設事務所運営特別委員会連載　パブリック事務所のこれから

第4回　刑事手続きから後見・福祉へと繋いだ支援
―― ある夫婦の後見申立てを担当して

元弁護士法人多摩パブリック法律事務所・会員　赤間 大晟（77期）

1　刑事手続きの「出口」の先に広がる課題

実務に出てまだ日の浅い私にとって、刑事事件での身体拘束からの解放や起訴猶予といった結果を得ることは、それだけで弁護士の活動として大きなゴールのように思えていた。しかし、依頼者が社会で孤立している場合、刑事手続きという「出口」を抜けたその日から、どのように生活を維持していくかという、新たな問題が待ち受けているという現実を、私は身をもって知ることとなった。

今回、私は先輩の八木隆弁護士からバトンを引き継ぎ、あるご夫婦の成年後見申立ての主任代理人を務めた。実務経験が乏しいなかで厳しい現実に惑い、福祉の専門家と協力しながらどのように一歩ずつ進んでいったか、そのプロセスを報告する。

2　障がいを抱える夫婦の孤立と事件の発生

事件は2025年4月に起きた。夫であるMさんが自宅で妻のNさんを叩いてしまったというもので、訪問看護師からの通報により警察が介入し、Mさんが逮捕・勾留された。

MさんとNさんは、ともに50代前半のご夫婦である。妻のNさんは、IQ47の中等度知的障がい、脳萎縮、てんかん等の持病があった。言葉は流暢だが意味を正しく理解しておらず、長年通院する病院名も答えられないなど、日常生活のほぼ全てに他者の支援が必要であった。一方、夫のMさんも知的障がいと統合失調症の持病があり、他人とのコミュニケーションや先を見通した金銭管理が難しい方だった。それでもNさんの財産管理や生活上の決定はすべてMさんが行っていたが、ついに限界に達し事件が起きてしまった。

Mさんの逮捕で支えを失ったNさんは単身生活ができなくなり、緊急で精神科病院に入院となった。私はこの夫婦の過酷な生活背景を知り、何とか力になりたいと感じた。

3　「住み分け」という選択と、初めての面会

Mさんの弁護人となった八木弁護士は、Nさんの入院先を訪ねて思いを聴き取った上で、示談書を交わした。しかし、そのまま同居を再開させれば生活が再破綻することは明らかだったため、地域包括支援センターの社会福祉士・Hさんと連携し、生活環境の調整を始めた。当人を交えた話し合いの結果、二人の同居は一度解消し、Mさんは釈放後に精神科病院へ入院し、Nさんはグループホームへ入所することとなった。そして、支援体制が整ったことで、Mさんは起訴猶予で釈放となった。先輩弁護士と福祉専門職の見事な連携を聞いて、私はただ感心するばかりだった。

私がこの件に関わるようになったのは、その直後の6月頃のことである。Hさんから「Nさんの入所するグループホームから今後のために後見人を付けてほしいとの相談があった」との連絡があり、八木弁護士の誘いを受け、私がこの件の主任を担当することになった。

7月、私と八木弁護士は埼玉県と茨城県の県境にあるNさんのグループホームを訪問した。Nさんは思ったより元気で、手元にはMさんに渡す手作りの絵や手紙がたくさん用意されていた。Nさんの本心は「また二人で暮らしたい」というものだった。他方で過去にMさんから髪を引っ張られた等の話も聴き、私は複雑な夫婦関係の整理に頭を悩ませた。病状等も踏まえ、最終的に後見申立てを進める方向で調整した。

しかし、その矢先、Nさんがホームでトラブルを起こした。自分の思い通りにならないストレスから、椅子を使って施設の窓ガラスを3枚も割り警察に保護されたのだった。そして、そのままNさんは再び精神科病院に入院することになった。面会時は落ち着いていたのにという驚きとともに、良かれと思った「住み分け」が

強いストレスを生んでしまった現実に、支援の難しさを痛感した。

4　加害者から「申立人」へ、そして自宅訪問

医師の診断でNさんは後見相当とされた。後見相当となると、判断能力の欠如から本人が申立人になることは事実上できない。そこで夫のMさんに申立人になってもらうこととし、私と八木弁護士はHさんとともに7月にMさんの入院先を訪ねた。Mさんは感情が分かりにくい方だったが、周囲の説得もあり最終的に申立人となる同意をいただいた。一度は加害者となった夫が妻のために申立人となる展開に、私は責任を感じていた。

9月に法テラスの援助決定が出たため、私、八木弁護士、Hさん、ケアマネジャーで、退院したMさんの自宅へ契約締結のため出向いた。訪れた都営団地の自宅は薄暗く、残暑が厳しい日であったが電気代節約のためエアコンもつけず掃除もされていない状態で、まるで時間が止まっているかのようだった。Mさんの意向でテーブルもないキッチンの床で車座になり打ち合わせを行った。Mさんは微動だにせず私の話を聞き、そして契約書にサインをしてくれたが、その内心は掴めなかった。ただ、この静かな部屋で二人がどれほど孤立し、互いだけを頼りに生きてきたかが痛いほど伝わってきた。

5　押し寄せる難題と、後見人へと繋いだバトン

その後、Hさんから「やはり二人で自宅で一緒に住みたいと言っている」と聞いた。しかしMさんに金銭管理の余力はなく、Nさんの病状も不安定である。この状態で同居を再開すれば再びトラブルが起きることは明らかだった。当事者の願いと現実的な安全確保との間で揺れ動きながらも、私は11月に家庭裁判所に成年後見の申立てを行った。

申立て後、病院から「Nさんの検査は終わり、これ以上入院させる必要がない」と言われた。このときの苦悩は今でも忘れられない。今自宅に戻しても根本解決にならず事件が起きる。しかし医療の必要性がないのに、行き先がないという理由で精神科病院に入院させ続けることの不当性も理解していた。最善の解決策が見出せずに悩む日々が続いたが、最終的に、私は、一時的な代理人である申立代理人としての視点だけでなく、今後のNさん（及びMさん）を生涯にわたって支える後見人の意見や視点も踏まえて決めなければならないと考え、病院には退院を延期してもらうことにした。それは実務上考えられ得る結論ではあったと思うが、一方で、自分が主任のうちに解決策を示せなかった悔しさが残る結論でもあった。そうして年末に後見人が選任され、私は事件を引き継いだ。

6　最後に――悩みながら伴走を続けること

本事例は、先輩弁護士が刑事事件で築いた繋がりを後輩の私が引き継ぎ、ご夫婦の次の生活ステップへと繋ぐ手続きを行った事例である。振り返ると、この活動は決して綺麗に問題が解決した成功事例ではない。社会資源の不足や自身の経験不足など、若手としての課題を多く突きつけられた。しかし、答えの出ない問題に突き当たり無力さに頭を抱えながらも、関係機関と手を携え必死に進めていくことこそ、公設事務所の弁護士が果たすべき地道で大切な一歩なのだと身をもって学ぶことができた。

弁護士は単に条文を当てはめるだけでなく、その枠からこぼれ落ちる依頼者の生の感情や現実に泥臭く向き合わなければならない。今回の経験は大きな成長の糧となった。これからも制度の狭間で立ち往生している方々の現実に丁寧に向き合い、未熟ながらも実直に悩みながら、地域を支える伴走を続けていきたい。